

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について（議案第34号）

子育て施設課

1 改正の理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

幼保連携型認定こども園の教育及び保育に直接従事する職員の員数に算入できる副園長又は教頭の資格要件に係る特例（幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者に限るとされているところ、いずれか一方の資格で可とするもの）を5年間延長する。

3 施行期日

令和2年4月1日